

第 114 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 4 年 9 月 1 日（木）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

本県の現状については、**資料 1-1**のとおり、昨日（8月31日）の新規感染者数は1,308人、確保病床使用率は63.1%、重症確保病床使用率は3.3%となっている。

8月23日以降、前週の同じ曜日を下回った日が続いてきており、現時点においては、本県も全国と同様に、減少傾向にあるのではないかと考えている。

直近1週間の10万人当たり累積新規感染者数と10万人当たり療養者数、確保病床使用率の関係については、**資料 1-2**のとおり、現在、直近1週間の累積新規感染者数と療養者数は、昨年冬の数値を大きく上回っており、確保病床使用率は、8月8日時点から50%を超過し、昨日時点で63.1%となっており、昨年冬のピークである53.0%を超えた水準で推移している。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定については、**資料 2**のとおり、感染症法に基づく医師の発生届に係る事務負担が増加し、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定することを可能とする措置となっている。

緊急避難措置が適用された場合に、発生届の対象となる方は、65歳以上の方や入院を要する方、妊娠している方、重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または罹患により新たに酸素投与が必要な方となっており、本県では、新規感染者数の約3割の方が対象になるものと推計している。

緊急避難措置が適用された場合のメリットについては、

- ・発熱外来において、発生届に係る事務負担が軽減されること
- ・保健所において、健康観察業務等を発生届の対象者に重点化できること

であると考えている。

一方、デメリットとしては、

- ・別途、感染者の年代別総数の報告を国から求められており、発熱外来及び保健所の事務負担がむしろ増加すること。
- ・発生届の対象外となった方が、宿泊療養施設への入所が必要となった場合の調整や、自宅療養

中に体調が急変した場合の対応について、氏名・性別・生年月日・所在地・電話番号などの情報が保健所にはないため、必要な情報の把握に時間を要すること。

・発生届の対象外となる方は、「My HER-SYS」により療養証明書を発行することができないこと。であると考えられ、特に、療養証明書については、国において取扱いが定まっておらず調整中であり、それまでの間、保険金請求のための証明書（有料）を医療機関に求める方が増加することが懸念される。

こうしたことを踏まえ、現時点での本県の考え方については、資料2に示したとおり、まず、自主的な検査で陽性が判明した方が登録できる陽性者登録センターの本日の運営開始に加え、65歳未満の重症化リスクのない方の発生届については、既に5項目（氏名、性別、生年月日、所在地、電話番号）に簡略化されていることを改めて発熱外来に周知するなど、発生届（HER-SYS 入力）に係る負担軽減を図っていきたいと考えている。

次に、現在の感染状況について、新規感染者数は、冒頭でも申し上げたとおり、8月23日以降、前週の同じ曜日を下回った日が続いており、発熱外来や保健所の業務が、極めて切迫した状況とは言えないのではないかと考えている。

こうしたことを踏まえ、緊急避難措置については、今後の国の追加対応や先行県の情報等を把握し、先程申し上げたデメリットの解決策及び発熱外来や保健所業務の状況なども見極めていくこととし、現時点では、厚生労働大臣への届出は行わないこととする。

なお、今月中旬にも実施する方針と報道等で伝えられている全国一律の見直しに向けて、その円滑な導入のための準備を進めていく。

最後に、本県においては、現行の対策期「感染拡大防止対策期」を9月11日までとし、「BA.5対策強化宣言」の期間もあわせて9月11日までとしている。

基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避の両立を図ることとするので、県民の皆さまには、日常を取り戻していく状況の中にあっても、より一層、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いする。

ワクチンの接種にも、引き続きご理解、ご協力をお願いする。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。